

要支援 1、2 までの方の

介護予防ケアプランの作成・サービスの利用

介護保険制度を利用して介護サービスを受けるためには、必ず

「介護予防ケアプラン」（介護予防サービス計画）を作成する必要があります。

地域包括支援センターへ作成依頼

お住まいの地区で担当の地域包括支援センターが決まっています。
地域包括支援センターと契約し、「介護予防ケアプラン」の作成を依頼します。

介護予防サービス計画作成依頼（変更）の提出

届出書に介護保険証を添えて、高齢介護課へ提出します。
介護予防ケアプランを自分で作成する方も、届出書の提出が必要です。

地域包括支援センター等による 介護予防ケアプランの作成

状態の把握

利用者（ご本人・ご家族）と面談し、基本情報を確認し、問題点や課題などを分析します。

計画原案の作成

利用者の選択にもとづいて、介護予防サービス提供事業者を決め、介護予防ケアプランの原案を作成します。

介護予防サービス提供事業者との連絡・調整、サービス担当者会議開催

地域包括支援センターを中心に、利用者と介護予防サービス提供事業者が意見を交換します。

計画の作成

利用者の希望、ご本人の心身の状態、生活の状況などを考慮の上、ケアプランを作成します。

利用者の同意

ケアプランの内容を説明し、利用者の同意を得ます。
（同意が得られるまで ～ を繰り返します。）

介護予防サービス提供事業者との契約・利用

介護予防ケアプランにもとづいて、介護予防サービス提供事業者と契約し、サービスを利用します。

契約時には、利用時間、料金、内容、キャンセル時の取扱い、サービス内容に関する相談・苦情への対応などを確認します。

3～6か月に1回、計画の達成状況について評価を行います。